

「共同企業体の取扱いについて」の運用指針について

制 定 平成 8 年 1 月 31 日 8 経契第 55 号 8 技第 11 号

最終改正 [平成 16 年 5 月 31 日 16 財契第 139 号 16 技第 29 号]

平成 6 年 6 月 28 日 付け「共同企業体の取扱いについて」(6 経契第 505 号。以下「通達」という。) の運用指針を下記のとおり定める。

記

1 その他重要な施設に係る工事の対象工種及び工事費

通達第 1 の 1 の四の「その他重要な施設に係る工事」は、トンネル、水路、揚排水機場、水門及び橋梁等の工事で、当該工事費が概ね 2 0 億円以上のものに限る。

ただし、技術力を特に集結する必要がある工事については、おおむね 1 0 億円以上のものとする。

2 発注規模別の募集形態及び参加有資格者

一般競争入札及び指名競争入札において、発注規模別の募集形態及び参加有資格者は別表 - 1 を標準とする。

3 構成員の技術的要件の緩和

特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員について、効果的な共同施工が確保され、工事の質の低下を招く恐れがない場合は、施工実績等の参加要件を緩和できる。

別表 - 1

発注規模別の募集形態及び参加有資格業者

一般競争入札

工事種別	発注規模等		募集形態及び参加有資格業者		備考
ダム工事	100億円以上		J V発注	N + N + N又はN + N	注1
	概ね50億円以上	特殊な場合	J V発注	N + N	" 注2
	100億円未満	一般の場合	混合発注	N + N又はN	"
堰工事	50億円以上		J V発注	N + N + N又はN + N	"
	概ね25億円以上	特殊な場合	J V発注	N + N	" 注2
	50億円未満	一般の場合	混合発注	N + N又はN	"
その他重要な施設に係る工事	24億3千万円以上	特殊な場合	J V発注	N + N + N又はN + N	" 注2
		一般の場合	混合発注	N + N又はN	"
			単体発注	N	"

注1 N：一般競争参加資格者

2 発注規模等に記載する「特殊な場合」とは

ダム・堰工事：施工に特殊な技術等を要することから、技術力等を特に集結する必要がある場合

その他重要な施設に係る工事：技術的に高度な異種工種で構成される工事、橋梁上下部工一体工事あるいは施工実績の少ない特殊かつ高度な施工技術を要する工事等を、特に共同で施工する必要がある場合

公募型指名競争入札

工事種別	発注規模等	募集形態及び参加有資格業者		備考
その他重要な施設に係る工事	概ね10億円以上 24億3千万円未満	混合発注	A + A , A + B 又は A	注1,注2
		単体発注	A	
	7億2000万円以上概ね10億円未満	単体発注	A	
	概ね3億円以上 7億2000万円未満	単体発注	B	

注1 24億3千万円未満であっても特別な場合（技術的に高度な異種工種で構成される工事、橋梁上下部工一体工事、あるいは施工実績の少ない特殊かつ高度な施工技術を要する工事等）は、特定J Vのみの参加とすることができる。

2 共同企業体の構成員としてのB等級は、契約予定金額の上限が7億2000万円未満であり、かつ2社J Vにおける共同出資比率が最低30%以上と規定されているので、B等級の参加できる発注規模は概ね2.4億円が上限となるが、24億3千万円を上限とする。

本表中「2.4億3千万円」とある箇所については、「政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受ける物品等又は特定役務の調達手続を定める達（水公達平成8年第6号。）第3条第1項第2号に定める額」を適用している。